

独立行政法人大学入試センター職員健康安全管理規則

平成13年4月1日
規則第42号

改正 平成14年3月29日規則第11号

改正 平成18年4月1日規則第5号

改正 平成19年3月30日規則第18号

独立行政法人大学入試センター職員健康安全管理規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）の健康及び安全の管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(健康管理者等)

第2条 理事長は、センターの職員の健康及び安全の管理を総括する。

2 理事長は、この規則による権限の一部をセンター内の職員に委任することができる。

第3条 センターに、健康管理者及び安全管理者並びにその事務を補助する健康管理担当者及び安全管理担当者を置く。

2 前項の健康管理者には総務課長を、安全管理者には財務課長をもって充てる。

3 第1項に規定する健康管理担当者には人事・人材係長を、安全管理担当者には契約調達係長をもって充てる。

(火元責任者)

第4条 センターに、庁舎における防火上適切と認められる区分ごとに、火元責任者を置く。

2 前項に規定する火元責任者は、独立行政法人大学入試センター防火管理規則（平成13年規則第62号）第5条に規定する火気使用責任者をもって充てる。

(危害防止主任者)

第5条 第2条に定めるもののほか、理事長は、必要に応じて危害防止主任者を置き、その任に当たらせるものとする。

(措置)

第6条 健康管理者は、職員の健康を維持し、疾病の発生を予防するとともに、健康診断を行うほか、これらに必要な措置を講じなければならない。

第7条 安全管理者は、職員に対する危害、災害及びその恐れがある緊急事態の発生に備え、防災、避難、救護等に必要な方策を講じておかななければならない。

第8条 安全管理者は、センターの施設・設備のうち、必要と認められるものについて、毎年、定期検査を行うものとする。

2 前項の検査を行ったときは、当該検査の終了後、3年間、その記録を保存しなければならない。

第9条 安全管理者は、職員に対する災害発生の危険が発生したときは、その場所、執行中の業務等の内容を考慮して、これを中断し、退避させるなど、適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第10条 理事長は、第3条の職員その他理事長が必要と認めた職員に対して、安衛法第12条で定める衛生管理者の資格を取得するよう指示することができる。

(女子職員に対する措置等)

第11条 理事長は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第64条の3から第66条及び第68条に基づき、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。